

令和5年第2回(2月)

上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和5年2月1日(水)午後2時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 401会議室
- 3 付議事項
 - 議案第2号 選挙人名簿の抹消について
 - 議案第3号 在外選挙人名簿の抹消について
 - 議案第4号 新潟県議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について
 - 議案第5号 新潟県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
 - 議案第6号 新潟県議会議員一般選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所について
 - 議案第7号 新潟県議会議員一般選挙における期日前投票所を設ける場所について
 - 議案第8号 新潟県議会議員一般選挙における期日前投票所の開設日の指定及び開閉時刻の変更について
 - 議案第9号 新潟県議会議員一般選挙における各投票区の投票所を設ける場所について
 - 議案第10号 新潟県議会議員一般選挙における投票所の閉鎖時刻の変更について
 - 議案第11号 新潟県議会議員一般選挙における選挙長の事務取扱場所の指定について
 - 議案第12号 新潟県議会議員一般選挙における候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時について
 - 議案第13号 新潟県議会議員一般選挙における開票の事務と選挙会の事務の合同について
 - 議案第14号 新潟県議会議員一般選挙における開票の事務及び選挙会の事務を行う場所及び日時について
 - 議案第15号 新潟県議会議員一般選挙における開票及び選挙会の参観人の数について
 - 議案第16号 新潟県議会議員一般選挙における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について
 - 議案第17号 上越市選挙管理委員会を実施機関とする上越市個人情報保護条例施行規程の廃止について

4 協議事項

- 協議 1 新潟県議会議員一般選挙における期日前投票・不在者投票・当日投票事務要領について
- 協議 2 新潟県議会議員一般選挙における開票計画について
- 協議 3 新潟県議会議員一般選挙における投票所入場券の様式等について

5 報告事項

- 報告 1 新潟県議会議員一般選挙における外部立会人の候補者の選定等について
- 報告 2 議員の欠員通知について
- 報告 3 令和 4 年度第 3 回書記会議の開催について
- 報告 4 専決処分した内容について

6 その他

- (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和 4 年度 明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞

「この一票 未来を変える きっかけに」 三和中学校 3 年 栗原 諒 さん

議案第 2 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者及び同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 5 年 2 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 5 年 1 月 1 日 から 令和 5 年 1 月 31 日 までの間の	死亡者数 A	139	149	288
	転出者数 B	114	83	197
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		253	232	485

[参考]

令和 5 年 1 月 1 日現在の 選挙人名簿登録者数 E	76,777	80,329	157,106
差引登録者数 (E-D) F	76,524	80,097	156,621

議案第 3 号 在外選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 11 の規定により、次の者を在外選挙人名簿から抹消する。

氏名	生年月日	性別	登録種別 (登録日)	国名	抹消理由	備考
		男	最終住所地 (令和 3 年 11 月 10 日)			

<参考>

(単位：人)

区 分		男	女	計
前回（令和 4 年 10 月 5 日現在） の名簿登録者数	A	24	54	78
前回から今回までの間の 帰国者数及び職権消除者数	B	1 (0)	0 (0)	1 (0)
前回から今回までの間の 死亡者数	C	0	0	0
抹消者数計 (B+C)	D	1 (0)	0 (0)	1 (0)
前回から今回までの間の 名簿登録者数	E	0	0	0
令和 5 年 2 月 1 日現在の 名簿登録者数 (A-D+E)	F	23	54	77

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで職権消除者数

議案第 4 号 新潟県議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定による選挙人名簿の移替えをしない期間を次のとおり定める。

1 選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

令和 5 年 3 月 18 日（土）から令和 5 年 4 月 9 日（日）まで

※3 月 18 日から入場券作成作業開始

（3 月 17 日告示予定）

議案第 5 号 新潟県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 8 項及び新潟県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 57 年新潟県条例第 39 号）第 1 条第 1 項の規定によるポスター掲示場を次のとおり定める。

1 ポスター掲示場の設置場所

別紙 1 のとおり（1,017 か所）

（設置完了後直ちに告示予定）

議案第 6 号 新潟県議会議員一般選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 1 項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

1 不在者投票の事務を取り扱う場所

別紙 2 のとおり

（3 月 30 日告示予定）

議案第 7 号 新潟県議会議員一般選挙における期日前投票所を設ける場所について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 39 条の規定による期日前投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 期日前投票所を設ける場所
別紙 3 のとおり

(3 月 31 日告示予定)

議案第 8 号 新潟県議会議員一般選挙における期日前投票所の開設日の指定及び開閉時刻の変更について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 39 条及び第 40 条第 1 項の規定による期日前投票所の開設日及び開閉時刻を変更する期日前投票所を次のとおり定める。

- 1 開設日及び開閉時刻を変更する期日前投票所
別紙 4 のとおり

(3 月 31 日告示予定)

議案第 9 号 新潟県議会議員一般選挙における各投票区の投票所を設ける場所について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定による各投票区の投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 各投票区の投票所を設ける場所
別紙 5 のとおり

(3 月 31 日告示予定)

議案第 10 号 新潟県議会議員一般選挙における投票所の閉鎖時刻の変更について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項ただし書の規定による投票所の閉鎖時刻を変更する投票所を次のとおり定める。

- 1 閉じる時刻を繰り上げる投票所
別紙 6 のとおり

(3 月 31 日告示予定)

議案第 11 号 新潟県議会議員一般選挙における選挙長の事務取扱場所の指定について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

- 1 選挙長の事務を取り扱う場所
春日謙信交流館 集会室

- 2 所在地

上越市春日山町 3 丁目 1 番 60 号

※ただし、3 月 31 日（金）午前 8 時 30 分から午前 9 時 30 分までとし、これ以降は、上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 選挙管理委員会事務局室とする。

(3 月 31 日告示予定)

議案第 12 号 新潟県議会議員一般選挙における候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定により、投票所、期日前投票所及び不在者投票の事務を取り扱う場所における候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

- 1 候補者の氏名等掲示の掲載順序のくじを行う場所及び日時
場所 上越市役所 木田第2庁舎4階 401会議室
日時 令和5年3月31日(金)午後5時30分

(3月31日告示予定)

※ くじは、立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第13号 新潟県議会議員一般選挙における開票の事務と選挙会の事務の合同について

令和5年4月9日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における開票事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により、選挙会場において選挙会の事務にあわせて行うことを定める。

(3月31日告示予定)

議案第14号 新潟県議会議員一般選挙における開票の事務及び選挙会の事務を行う場所及び日時について

令和5年4月9日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条第1項、第78条及び第79条第1項の規定による開票の事務及び選挙会の事務を行う場所及び日時を次のとおり定める。

- 1 開票及び選挙会の事務を行う場所及び日時
場所 上越市下門前446番地2
リージョンプラザ上越 インドアスタジアム
日時 令和5年4月9日(日)午後9時

(3月31日告示予定)

議案第 15 号 新潟県議会議員一般選挙における開票及び選挙会の参観人の数について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における上越市選挙区の開票及び選挙会の参観人の数を、参観人の安全及び秩序保持のため次のとおり定める。

- 1 開票の参観人の数
先着順 250 人以内

(3 月 31 日告示予定)

議案第 16 号 新潟県議会議員一般選挙における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙において使用する郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式については、公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)で定めるそれぞれの様式に準じて調製するものとする。

(3 月 31 日告示予定)

議案第 17 号 上越市選挙管理委員会を実施機関とする上越市個人情報保護条例施行規程の廃止について

- 1 廃止理由
令和 5 年 4 月 1 日に改正個人情報保護法が施行されることにより、上越市個人情報保護条例及び同条例施行規則が廃止されることに伴い、その例によることと規定している上越市選挙管理委員会を実施機関とする上越市個人情報保護条例施行規程(平成 8 年上越市選挙管理委員会規程第 3 号)を廃止するもの
- 2 施行期日
令和 5 年 4 月 1 日
- 3 廃止規程の制定文(案)
別紙 7 のとおり

協議 1 新潟県議会議員一般選挙における期日前投票・不在者投票・当日投票事務要領について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙の各種事務を正確かつ公正に行うため、期日前投票・不在者投票・当日投票にかかる事務要領を別紙 8 のとおり取りまとめ関係事務を進めてよいか協議する。

協議 2 新潟県議会議員一般選挙における開票計画について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における開票について、次のとおり計画し関係事務を進めてよいか協議する。

- 1 開票日程（計画）

開票開始	午後 9 時	（前回	午後 9 時）
開票終了	午後 10 時 30 分	（	午後 10 時 25 分）
- 2 会場配置 別紙 9 のとおり
- 3 報道発表等に関する基本的事項 別紙 10 のとおり
- 4 その他 開票計画等の詳細は、次回以降の会議で協議

協議 3 新潟県議会議員一般選挙における投票所入場券の様式等について

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における投票所入場券を下記のとおり調製し、印刷・発送してよいか協議する。

- 1 様 式 別紙 11 のとおり
- 2 印刷色等 白色の用紙に黒色と赤色のインクで印刷
- 3 印 刷 令和 5 年 3 月 20 日（月）～ 22 日（水）
- 4 発 送 令和 5 年 3 月 23 日（木）郵便局引渡し、約 77,000 通予定
- 5 配 達 令和 5 年 3 月 27 日（月）～ 30 日（木）

報告1 新潟県議会議員一般選挙における外部立会人の候補者の選定等について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第10項の規定に基づき、指定病院等の施設における不在者投票をより公正に行うため、施設等からの求めに応じて選挙管理委員会が任命する外部立会人について、次のとおり事務を進めていることを報告する。

1 候補者選定

選挙啓発活動に取り組む「上越市明るい選挙推進協議会」の会員（選挙管理委員を除く）から適任者を選定する。

2 外部立会人の任命・派遣

施設等からの求めがあった場合に外部立会人を任命し、立会いを依頼する。

※いずれの候補者も都合がつかない場合は、選挙管理委員会書記を派遣。

報告2 議員の欠員通知について

上越市議会議長から令和5年2月1日付けで公職選挙法（昭和25年法律第100号）第111条第1項の規定による議員の欠員通知があったので、次のとおり報告する。

1 氏 名 牧田正樹

2 欠員を生じた日 令和5年2月1日

3 欠員を生じた理由 辞職

報告3 令和4年度第3回書記会議の開催について

標記会議を次のとおり開催予定であることを報告する。

1 日 時 令和5年2月15（水）午後2時から

2 会 場 上越市役所 木田第2庁舎4階 401会議室

- 3 出席者 13区総合事務所次長、併任書記及び事務局職員
- 4 内 容 ・4月9日執行予定の新潟県議会議員一般選挙について
・選挙の執行に係る意見・改善点等の対応について など

報告4 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成24年上越市選挙管理委員会規程第2号）第2条第6号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告 示 日	件 名
1	令和5年1月24日	令和5年第2回（2月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について